

令和7年12月22日 開会
令和7年12月22日 閉会
第 20 回
(通算第 246 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 12 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年12月8日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年12月22日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 20 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年12月22日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員	なし
出席委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 11番 山根 里馬
農地利用 最適化 推進委員	菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
欠席委員	4番 田村 薫平 10番 見川 恒栄
農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 安永 桂
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時21分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	河野 雅俊 藤井 和子
会期の決定	令和7年12月22日
開 議	令和7年12月22日
備 考	

第 20 回農業委員会
(通算第 246 回)

令和7年12月22日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局	<p>本日の欠席の委員さんは、見川さん、田村さん、河口さん安永さんで、農業委員さんは12名の内10名の方が出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野雅俊委員、藤井委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地の売買の申請です。農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要がありますので、申請が提出されたものとなります。</p> <p>審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の営農に支障がないことを審査することとなっております。</p> <p>農地の所在は〇〇番、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、〇〇市の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から約200mのところにある農地で、有償譲渡されるそうです。金額は反当り114,050円です。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植え機、コンバインなどを所有されています。〇〇さんはここを20年間借りて耕作されており、〇〇さんの自宅の近隣地であるので周囲に影響を及ぼすことはないとのことです。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは白谷の案件につきまして現地の方、齋藤一政さんに確認していただいておりますので、ご報告よろしく申し上げます。</p>
齋藤一政委員	<p>おはようございます。〇〇さんと〇〇さんですけど、2軒隣りで非常に近い所にあります。申請地につきましては、先ほど事務局言いました様に、〇〇さんの自宅の前です。で、20年位長期にわたりまして申請農地を耕作しておりまして、今まで近隣周辺から苦情もございません。よって周辺、周囲に影響を及ぼす事はないと考えております。以上です。</p>

議 長

はい、ありがとうございました。それでは現地の方は説明は以上のような事ですので、皆様のご意見を受けたいと思います。

ご意見ある方、挙手をもってよろしく申し上げます。

意義が無いようですので採決の方に移らせていただきたいと思います。

それでは議案第1号の1番〇〇の案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。

承認事項といたしましては、この第1号議案の1番でございます。あとはすぐ飛んで4番のその他に入るんですけど、農用地利用集積等促進計画の認可についてですが、この件につきましては、いわゆる利用権設定を中間管理機構に預けた案件でございますので、事務局より報告として皆さんに聞いて頂く、という形になろうと思いますのでよろしく申し上げます

事務局

議案の2ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りとなります。

標題は農用地利用集積等促進計画の認可について（一括方式）となっておりますが、一括方式とは、農地を所有者から農地中間管理機構に貸付する契約と、中間管理機構から耕作者に貸付する契約を同時に行うことを一括と呼びます。

では、簡単に読み上げます。

《読み上げ》

農地中間管理機構をとおした貸し借りの要件は、主に3つあります。

- ①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。
- ②農地を取得する人が農作業に従事すること
- ③耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられていること

この要件については、事務局で聞き取りを行い要件を満たしていると判断し、農地中間管理機構へ申し出をしたところ、この内容でよいと決定されましたので、吉賀町で促進計画として認可いたしました。

今年度から報告事項となりますので、了解をいただきましたら地区担当の委員さんの署名をお願いします。

議 長

それでは、報告事項の2号という事で、本日別紙で、追加の資料を出しております。非農地証明、先月の総会にかけられた非農地証明交付申請の承認について、と

	<p>いう書類が抜けておりましたので、本日当日で差込みという形になりますがご了承くださいたいと思います。それでは事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>すいません、今日机の上にお配りしました「報告事項第2号非農地証明交付申請の承認について」を、ご準備をお願いします。こちらは11月の総会に出した件ですが、非農地証明書の交付申請があったもので、委員さんに現地確認をしていただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは担当地区の河上委員さん、よろしく願いいたします。</p>
河上委員	<p>はい、報告します。11月の総会の日夕方、山根委員と田中委員と私で3名で申請者の〇〇さんに連絡を取りまして現地に集まりまして、その周りの確認をしたんですが、見上げるような急傾斜のすそのに申請されている畑がありました。</p> <p>60年前くらいに木を植えられて最近そこを切られたそうで、1メートルくらい木の本根っこが残っている状態で、とても、これからこれを農地として利用していくのは、困難だなと思うような場所でした。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは報告事項の2番につきまして説明をお願いします。</p>
齋藤一政委員	<p>報告します。11月の総会の後、田淵委員さんと田村委員さんと私3名で申請地を確認しました。申請地は6か所あります、6筆なんですけども、いずれも傾斜地、山林の近く、そうした所や林道の奥とかですね、そういった所でありまして、どの農地も条件的に厳しく復元継続は困難であると判断をいたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上、非農地証明交付申請の承認について、ご報告とさせていただきたい、という風に思います。</p> <p>本日出しました資料につきましては、以上なような所でございます。</p> <p>で、最後に、これもまだ確定ではないんですが、実は先月の総会の時点で田淵委員さんより、農振除外するのに個別の事由で出たり入れたりができるんか、というご質問がありまして、保留にしていたもので、ただ最後の詰めまではいっておりません。今調査中でございますが、ある程度分かってきたのはあります。まず、その</p>

質問の内容に対しまして、言える事は、農振の除外について特に家の周りの小さい所とか云々というものについては、自分の個人の事由でできます。しかしながら、いわゆる補助金申請、例えば具体的に言えば中山間地域直接支払い、の補助金を取っておるとか、色んな面がありますれば、それが、その農地が農振農用地でないという事になると、個人の自由にしてもいいですけど、補助金は遡って返還、という事になってしまいます。その辺は十分気を付けてやらんといかん、と、そういう事があります。今回、田淵委員さんからお話がありました案件につきまして、何名かが、方がいらっしゃいますので、それを事務局の方で一件一件対応して参っておりますので、それが済み次第、またご報告したいという風に思っております。田淵さん、よろしゅうございますでしょうか。

田淵委員

はい。

議長

以上、本日の議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 21分閉会